青森県行政組織規則の

部を改正する規則.

入

事

課

:

規

則

目

次

成 外第七十八号

十月十六年五二十六年 日日

規

則

青森県行政組織 規則の一 部を改正する規則をここに公布する。

この規則は、

公布の日から施行する。

附

則

成二十六年十月十五日

平

青森県知事 Ξ

村 申

吾

青森県規則第四十五号

青森県行政組織規則の 部を改正する規則

改正する。 青森県行政組織規則 (昭和三十六年二月青森県規則第十八号) の 部を次のように

水曜日

審査会」 るූ 推進会議」 第十三条の保健衛生課の項の第二十五号中「結核診査協議会」 - を加え、 を 子ども・子育て支援推進会議及び小児慢性特定疾病審査会」に改め 同条のこどもみらい課の項の第十四号中「及び子ども・子育て支援 の 下 に マ 指定難

別表第六青森県生活衛生適正化審議会の項の前に次のように加える。

(1) 平成26年10月15日

病指青

審定森 查難県

年法律第五十号) 第七に関する法律 (平成二)難病の患者に対する医 七二医条十字 第六等 者の難

に患病 対患難 す者病 るにの

内人 似干 者の難 に患病 者の難

に患病

による審査を行うこと。第十九条の三第四項の規定において「新法」という。)の児童福祉法(以下この項第四十七号)による改正後第四十七号)による改正後第四十七号)による改正後第四十七号)による改正後 定心項後律す

よ定の新 るに規法

にの 以七 内人

よ規新 る定法

会

うこと。 二項の規定による審査を行

よ定の法すに療る対 るに規律る関等医す

にのるに医 よ規法関療 る定律す等

よ定の法すに療る対 るに規律る関等医す

よ定の法すに療る対 るに規律る関等医す 課衛保 生健

別表第六青森県子ども・ 子育て支援推進 会議の項の次に次のように

に加える。

查疾性小青 会病特児森 審定慢県

よ定の新 るに規法

課らもこ いみど

よ定の新 るに規法

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円四十四銭|| 年週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)